

令和8年度事業計画

基本的な事業推進方針

1. 考え方

当法人は、沖縄県水産業の振興を図り、水産物の安定供給と漁業者の生活向上に努め、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、次のとおり事業を実施するものとする。

(1) 公1事業「沖縄県の漁業の振興を目的とする事業」

実施要領を定めて事業主体と事務取扱の契約による“負担行為に類する”近代化資金利子補給事業、漁協組織強化推進事業の利子補給事業、漁船海難遺児育英事業の各所要資金を予算措置するとともに、要望調査に基づく漁政活動推進事業、漁協組織強化推進事業に係る費用を予算措置して事業を推進する。

(2) 公2事業「沖縄漁業基金事業」

平成25年4月に日本と台湾の双方の代表により署名された日台漁業取決めによる影響を受ける県内漁業者の経営安定及び被害救済を図るとともに、漁場機能の回復並びに水産物の安定供給を推進し、本県水産業の競争力強化及び安定的発展に寄与することを目的に事業を実施する。

(3) 公3事業「沖縄漁業安定基金事業」

広大な米軍訓練水域の設置や台風襲来など自然環境の影響を受ける県内漁業者の経営安定と水産業振興による地域経済の活性化を目的とする事業を推進し、本県水産業の競争力強化及び安定的発展に寄与することを目的に事業を実施する。

(4) その他の事業

- ① 漁業者の老後生活の不安解消を図り、生活基盤の安定による福祉の増進を図る事を目的とする「漁業者高齢福祉推進事業」を実施する。
- ② 本県の基幹水産物であるモズクの価格安定を図るために造成された特定水産物調整保管事業資金による効果的事業のあり方について、沖縄県、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県もぐく養殖業振興協議会と連携して検討する。

2. 基本方針

県下漁業協同組合並びに漁協系統団体等と連携し、事業を実施するとともに、円滑な業務遂行に資する活動に取り組む。

- ① 本県水産業の振興を目的とする各種委員会等へ参画し、情報交換を行うとともに関係機関との緊密な連携を図る。
- ② 各種事業の効果の最大化を図るため、事業主体の求めに応じたきめ細かな対応に務める。

I. 沖縄県の漁業の振興を目的とする事業（公1）*****

- ・事業の対象：沖縄県内に住所を有する漁業協同組合等
- ・助成率：定額・定率
- ・定款上の根拠：第4条各号
- ・財源：基本財産の運用益

《令和8年度事業計画》

単位：千円

事業区分	当年度	前年度	増減
1 栽培漁業推進事業	1	1	0
2 水産物販路拡大推進事業	1	1	0
3 水産物流通加工推進事業	1	1	0
4 地域漁業活性化推進事業	1	1	0
5 漁政活動推進事業	3,500	3,500	0
6 漁協組織強化推進事業	3,009	1,759	1,250
(1) 漁協組織強化推進支援	3,000	1,742	1,258
(2) 利子補給	9	17	△8
7 近代化資金利子補給事業	1,683	979	704
8 漁船海難遺児育英事業	240	60	180
9 人材育成奨学金給付事業	1	1	0
10 外国人技能実習生受入支援事業	1	1	0
11 技術研究開発事業	500	1	499
事業費合計（上記1～11）	8,938	6,305	2,633

1. 栽培漁業推進事業

本県沿岸域の漁業生産力を高めるための「つくり育てる漁業」の推進を図ることを目的に、漁業者の栽培技術の習得、資源の自主管理及び漁場保全の意欲を啓発し、水産資源の持続的な利用と栽培漁業の定着化を促進するため、漁業者が漁協を通じて実施する稚魚及び稚貝等の放流活動に要する費用に対して補助する。

事業主体＝漁業協同組合等
 補助率＝50%以内
 予算額＝1千円（費目存置）

2. 水産物販路拡大推進事業

漁民の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の向上を図り、地域経済の発展に寄与することを目的に、沖縄県漁業協同組合連合会が実施する県産水産物の販路拡大に要する費用に対し補助する。

事業主体＝沖縄県漁業協同組合連合会

補助率＝50%以内

予算額＝1千円（費目存置）

3. 水産物流通加工推進事業

県内の漁業協同組合が実施する水産物の商品開発並びに流通手法開発に要する費用に対して補助するものであり、県産水産物の多様な消費者ニーズに対応した加工品開発とその流通手法を構築することにより、漁業者の経営基盤の安定強化による持続可能な漁業の振興を図ることを目的とする。

事業主体＝漁業協同組合

補助率＝50%以内

予算額＝1千円（費目存置）

4. 地域漁業活性化事業

漁業協同組合が漁業者のニーズを基本に行政施策並びに地域と連携した活性化計画の策定及び実施に要する費用に対して補助する。

事業主体＝漁業協同組合

補助率＝50%以内

予算額＝1千円（費目存置）

5. 漁政活動推進事業

米軍演習による操業制限等諸問題に対し、沖縄県漁業協同組合連合会が国・県への陳情要請活動等に要する経費に対して補助するものであり、漁業者の経済的社会的地位の向上、地域経済の発展に資することを目的とする。

事業主体＝沖縄県漁業協同組合連合会

補助率＝50%以内

予算額＝3,500千円

《積算内訳》

単位=千円

区 分	事業費	補助率	補助額	摘 要
漁 政 事 業	5,526	/	/	水産振興に関する協議や陳情要請費、県外及び国外における諸会議への派遣経費、関係漁業者に対する水産業に関する広報や市況情報の提供を行う。
青 壮 年 ・ 女 性 漁 業 者 交 換 大 会	350			漁協青壮年部、女性漁業者及びグループ等の自主的な活動実績を発表し、相互の知識の交流、活動意欲の向上及び成果の普及を図ることを目的に開催する。
事 業 管 理 費	2,661			
合 計	8,537	50%以内	3,500	

6. 漁協組織強化推進事業

漁協系統組織の健全な育成を通して、漁業者の生活向上、地域経済の発展に資することを目的とし、関連する2つの事業からなる。

(1) 漁協組織強化推進支援

沖縄県漁業協同組合連合会内に設置された「沖縄県漁協組織強化推進協議会（構成：県、金融機関、漁業系統団体等）」が実施する漁協組織の経営基盤強化と要改善 JF 対策事業を推進するために要する活動費に補助する。

事業主体＝沖縄県漁業協同組合組織強化推進協議会

補 助 率＝50%以内

予 算 額＝3,000千円

《積算内訳》

単位=千円

区 分	事業費	補助率	補助額	摘 要
漁協組織強化推進事業	6,541	50%以内	3,000	①要改善 JF 対策、②合併及び事業統合、③アクションプラン及び県域ビジョンの取組み、④研修会の開催、⑤漁協の現況作成

(2) 利子補給

信用事業譲渡に伴う早期是正措置対象漁協、自主再建に取り組む漁業協同組合に対する利子補給。自主再建計画を策定して再建支援資金（長期整備資金）を借入した漁連及び漁協との利子補給契約に基づき利子補給する。

事業主体＝漁業協同組合及び沖縄県漁業協同組合連合会

補 助 率＝利子補給契約に基づく

予 算 額＝9千円

《積算内訳》

区 分	事業主体名	融資額	期首残	約定利息	減免額	内、基金
自主再建	与那国町漁協	105,000 千円	10,500 千円	252,000 円	84,000 円	8,400 円
合 計		105,000 千円	10,500 千円	252,000 円	84,000 円	8,400 円

※金利(2.40%)で試算

7. 近代化資金利子補給事業

漁業者等が漁船購入等、資本装備の高度化を図るにあたって、国の制度である近代化資金の借入に伴う負担軽減を図ることを目的に、20ト未満の漁船漁業者及び養殖業を営む漁業者等（沿岸漁協所属の漁業生産法人や漁協を含む）が借り入れた資金を5年間利子補給する。

事業主体＝九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店

補助率＝20%以内（借入金3千万未満20%、3千万以上15%、法人10%）

予算額＝1,683千円

《積算内訳》

単位＝千円

区 分	既 往 融 資 分			新 規 融 資 分			補給額 合 計
	件数	融資残	補給額	件数	融資残	補給額	
3千万円未満	39	390,874	1,039	5	100,670	216	1,255
3千万円以上	2	72,814	75	2	88,000	139	214
法 人 等	3	162,300	140	2	60,980	74	214
合 計	44	625,988	1,254	9	249,650	429	1,683

8. 漁船海難遺児育英事業

不慮の漁船海難事故等によって死亡した漁業者の子弟の救済を目的に、漁業協同組合を給付窓口として育英資金を支給する。

事業主体＝漁業協同組合

補助率＝定額（5千円/月）

予算額＝240千円

《積算内訳》

単位＝千円

区分	漁協数	事故件数	遺児数	補助率	補助額
新規	1	1	4	5千円/月	240
合計	1	1	4		240

9. 人材育成奨学金給付事業

沖縄県漁業協同組合連合会を給付窓口とし、全国漁業協同組合学校に就学する者の学費等に対して補助する。

事業主体＝沖縄県漁業協同組合連合会

補助率＝50%以内

予算額＝1千円（費目存置）

10. 外国人技能実習生受入支援事業

漁業分野における外国人との多面的な交流・協力関係を構築し、漁村地域における新たな価値の創造、活性化、生産への貢献による漁業経営の安定並びに漁業後継者の人材育成に資する為、外国人技能実習生の受入に伴う日本語研修等に係る経費に対し補助する。

事業主体＝漁業協同組合

補助率＝50%以内

予算額＝1千円（費目存置）

11. 漁業振興事業（自主事業）

（1）技術研究開発事業

漁業環境の変化等に対応した先導的な事業を推進するため、漁業及び流通加工等に関する当面の課題や将来の漁業振興に資する調査や資料収集を行うことを目的とする。

令和8年度は、昭和60年発行「沖縄県の漁具、漁法」のリニューアル版を制作するため、前段階となる既存資料（冊子）のテキストデータを作成する。

事業主体＝漁業振興基金

予算額＝500千円

II. 沖縄漁業基金事業（公2）*****

平成25年4月10日に日本と台湾の双方の代表により署名された「東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互恵協力を推進し、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ることを目的とした取決め（通称：日台漁業取決め）」による影響を受ける県内漁業者の経営安定及び被害救済を図るとともに、漁場機能の回復並びに水産物の安定供給を推進し、本県水産業の競争力強化及び安定的発展に寄与することを目的とする事業。

- ・事業の対象：沖縄県内に住所を有する漁業協同組合等
- ・助成率：定額・定率
- ・定款上の根拠：第4条第1号、第2号、第3号
- ・財源：国庫補助金（沖縄漁業基金事業）

《令和8年度事業計画》

単位：千円

事業区分	当年度	前年度	増減
1 台湾漁船等対策	2,032,847	2,126,518	△93,671
(1) 海底清掃事業	100	100	0
(2) 外国漁船操業等調査・監視事業	1,962,258	2,061,646	△99,388
(3) 漁具被害復旧支援事業	2,500	2,500	0
(4) 民間漁業者交流支援事業	19,738	19,325	413
(5) 操業状況等把握システム開発事業	29,991	30,237	△246
(6) 操業安全対策事業	18,260	12,710	5,550
2 漁業振興対策	100,420	78,346	22,074
(1) 沖縄産水産物流通促進事業	35,671	12,750	22,921
(2) 漁業経営安定対策事業	34,805	37,182	△2,377
ア. 施設整備等利子助成事業	(25,900)	(28,607)	(△2,707)
イ. 特別保証対策事業	(8,905)	(8,575)	(330)
(3) 漁業共済掛金助成事業	29,943	28,413	1,530
(4) 再編整備等推進事業	1	1	0
3 漁業環境整備の推進	10,325	4,500	5,825
(1) 海岸清掃等活動支援事業	10,325	4,500	5,825
事業費計（上記1～3）	2,143,592	2,209,364	△65,772
4 一般管理費	55,025	45,025	10,000
合計	2,198,617	2,254,389	△55,772
予備費	857,177	454,051	403,126
総合計	3,055,794	2,708,440	347,354

1. 事業の内容

(1) 台湾漁船等対策

①海底清掃事業

台湾漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収し、漁場機能の維持管理を行うために必要な取組に対して助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助成率＝定額

予算額＝100千円

②外国漁船操業等調査・監視事業

外国漁船の操業状況調査・監視・外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助成率＝定額

予算額＝1,962,258千円

③漁具被害復旧支援事業

外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を現状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の購入、代替漁具等の整備等に対して助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助成率＝定額・定率

予算額＝2,500千円

④民間漁業者交流支援事業

日台漁業取り決め水域等における安全かつ秩序ある操業の維持・確保を図るため、日台等の漁業関係者が具体的な資源管理措置に対する認識を共有することを促進するとともに、台湾漁船等の操業実態を把握するため必要な活動に対して助成する。

事業実施者＝沖縄県漁業協同組合連合会

助成率＝定額

予算額＝19,738千円

⑤操業状況等把握システム開発事業

日台漁業取り決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステム開発・運用に必要な経費を助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助成率＝定額

予算額＝29,991千円

⑥操業安全対策事業

日台漁業取決め水域で操業する沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等に要する経費を定額で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助成率＝定額

予算額＝18,260千円

(2) 漁業振興対策

①沖縄産水産物流通促進事業

水産物の生産者、流通業者及び加工業者、若しくはそれらの団体が行う沖縄産水産物の目詰まり解消の個々の取組に対して助成する。

事業実施者＝沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者

助成率＝1/2以内

予算額＝35,671千円

②漁業経営安定対策事業

ア. 施設整備等利子助成事業

日台漁業取決めの影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対し利子助成する。

助成対象者＝沖縄漁業基金事業交付規則（平成26年2月21日施行）第68条に該当する漁業者及び漁業協同組合

助成率＝定額

予算額＝25,900千円

イ. 特別保証対策事業

日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対する債務保証について、将来生じ得る求償権回収金減少の見合い額に対する助成する。

事業実施者＝全国漁業信用基金協会沖縄支所・独立行政法人農林漁業信用基金

助成率＝定額

予算額＝8,905千円

③漁業共済掛金助成事業

外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部を助成する。

助成対象者＝沖縄漁業基金事業交付規則（平成26年2月21日施行）第88条に該当する者

助成率＝定率

予算額＝29,943千円

④再編整備等推進支援事業

日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために行う減船及び業種の転換等の取組に対して助成する。

助成対象者＝沖縄漁業基金事業交付規則（平成26年2月21日施行）第98条に該当する
漁業及び漁業者

事業実施機関＝沖縄漁業基金事業交付規則（平成26年2月21日施行）第99条に該当する漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人等

助成率＝定率

予算額＝1千円（費目存置）

(3) 漁業環境整備の推進

①海岸清掃等活動支援事業

漁業生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対して助成する。

助成対象者＝沖縄漁業基金事業交付規則（平成26年2月21日施行）第113条に該当する活動組織

助成率＝定額

予算額＝10,325千円

Ⅲ. 沖縄漁業安定基金事業（公3）*****

沖縄県の周辺水域には、広大な米軍訓練水域が設置されているため、沖縄県の水産業の振興に大きな支障となっている。また、沖縄県は最盛期の台風の進路に当たっており、暴風雨や高波などの厳しい自然環境により、水産業への被害も発生している。このような状況を踏まえ、漁業者が抱える負担の軽減及び経営の安定を目的とし、ひいては地域経済の活性化を図ることを目的とする事業。

- ・事業の対象：沖縄県内に住所を有する漁業協同組合等
- ・助成率：定額・定率
- ・定款上の根拠：第4条第1号、第2号、第3号
- ・財源：国庫補助金（沖縄漁業安定基金事業）

《令和8年度事業計画》

単位：千円

事業区分	当年度	前年度	増減
1 漁業経営安定対策	102,602	102,324	278
(1) 施設整備等利子助成事業	27,523	27,666	△143
(2) 保証料補助事業	5,324	12,221	△6,897
(3) 漁業共済掛金補助事業	55,919	49,162	6,757
(4) 漁業用燃油支援対策事業	13,835	13,274	561
(5) 漁具被害対策支援事業	1	1	0
2 漁業生産向上対策	8,447	7,046	1,401
(1) 操業安全対策事業	500	1,250	△750
(2) 漁業奨励補助事業	2,795	514	2,281
(3) 地域漁業活性化事業	5,151	4,282	869
ア. 地域活性化計画策定事業	1	82	△81
イ. 太平洋島嶼国入漁支援事業	3,650	2,520	1,130
ウ. 栽培漁業推進事業	1,000	1,000	0
エ. 後継者育成支援事業	500	680	△180
(4) 資源管理型漁業推進事業	1	1,000	△999
3 水産物流通加工対策	5,501	3,120	2,381
(1) 水産物販路拡大推進事業	4,500	3,000	1,500
(2) 水産物流通加工推進事業	1,001	120	881
ア. 水産物流通加工推進事業	1,000	0	1,000
イ. 水産物流通経路開発支援事業	1	120	△119
事業費計（上記1～3）	116,550	112,490	4,060
4 一般管理費	13,746	13,746	0
合計	130,296	126,236	4,060

1. 事業の内容

(1) 漁業経営安定対策

①施設整備等利子助成事業

米軍による訓練、米軍艦船の航行、自然災害等の影響を受ける水域で操業する漁業者及び漁業協同組合の経営安定を図ることを目的に、これらの者が施設整備等を行うために借り入れる資金に係る利子に対し、利子助成金を定額で助成する。

助成対象者＝沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第7条に該当する
漁業者及び漁業協同組合

助 成 率＝定額

予 算 額＝27,523千円

②保証料補助事業

施設整備等利子助成事業の助成対象者等が設備資金及び運転資金を借り入れる際に、全国漁業信用基金協会沖縄支所が引き受ける保証について、一定の期間保証料の免除が受けられるようにするために要する経費を全国漁業信用基金協会沖縄支所に定額で助成する。

助成対象者＝沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第12条に該当する
漁業者

助 成 率＝定額

予 算 額＝5,324千円

③漁業共済掛金補助事業

米軍訓練等水域における操業等の制限の影響による水揚げ減少を、漁業共済制度を活用して経済的負担を緩和することを目的に、沖縄県の漁業協同組合に所属している漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成する。

助成対象者＝沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第21条に該当する
共済契約者

助 成 率＝定率

予 算 額＝55,919千円

④漁業用燃油支援対策事業

沖縄県における米軍訓練等水域の影響を受けている漁業者が、燃油高騰に対応する漁業経営セーフティーネット構築事業制度に加入した場合の負担軽減を図り、県内漁業者の経営安定を図ることを目的に、当該漁業者の年間燃油購入数量に対し定額で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助 成 率＝定額

予 算 額＝13,835千円

⑤漁具被害対策支援事業

我が国の領海及び排他的経済水域内において発生する漁具被害等（外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によって漁具や施設の被害）による漁業者負担の軽減を図ることを目的に、沖縄県の漁業関係者が当該艦船等に対する被害の賠償請求手続を行うために必要な事務手続き（通訳経費、翻訳経費等）に要する経費を定額で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会
等

助 成 率＝定額

予 算 額＝1千円（費目存置）

(2) 漁業生産向上対策

①操業安全対策事業

米軍訓練等水域を航行する米軍艦船等の衝突などの危険が存在することから、沖縄県漁業者の安全操業の確保を目的に、安全操業に必要な機器の整備等に要する経費を、漁業協同組合等へ定額で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助 成 率＝定額

予 算 額＝500千円

②漁業奨励補助事業

沖縄県の周辺水域において、自然災害等による流失被害のあった浮魚礁の復旧支援による操業環境の維持を目的に、漁業協同組合等が地方自治体から浮魚礁の流失等の被害の確認を受けた場合に、当該浮魚礁を原状復帰するための回収・処分、代替浮魚礁の導入等に要する経費を助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合等

助 成 率＝定率

予 算 額＝2,795千円

③地域漁業活性化事業

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県における地域漁業の活性化、水産物の安定供給及び後継者の育成を図ることを目的に、次の取組に必要な経費を定額又は1/2以内で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄産水産物の生産者の団体（漁業士会、女性部、青壮年部など）等

a. 地域活性化計画策定事業

地域漁業の実態を踏まえた行政施策や地域と連携した活性化計画の検討及び策定に対する経費を定率で助成する。

助成率＝1/2 以内

予算額＝1 千円（費目存置）

b. 太平洋島嶼国入漁支援事業

ミクロネシアやパラオ等の太平洋島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオブザーバーを乗船させるための漁業者負担に対する経費を定額で補助する。

助成率＝定額

予算額＝3,650 千円

c. 栽培漁業推進事業

水産資源の維持・増加を目的に、稚魚及び稚貝等の放流活動及びその計画策定に対する経費を定率で補助する。

助成率＝1/2 以内

予算額＝1,000 千円

d. 後継者育成支援事業

地域に適合した漁業生産技術及び魚食の研究・普及活動を目的とする漁業関係者の交流・研修の取組に対する経費（旅費、会場借料等）を定率で補助する。

助成率＝1/2 以内

予算額＝500 千円

④資源管理型漁業推進事業

沖縄県の周辺水域において発生する密漁行為を防止することを目的に、密漁対策に必要な陸上監視活動及びその計画策定等を行う活動に対する経費を定額で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄産水産物の生産者の団体（漁業士会、女性部、青壮年部など）等

助成率＝定額

予算額＝1 千円（費目存置）

(3) 水産物流通加工対策

①水産物販路拡大推進事業

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の消費拡大を推進することを目的に、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組を行う事業実施者に対し、それに要する経費を定額で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、
沖縄産水産物の生産者の団体又はそれらと連携して事業を実施する流通業者及び加工業者等

助 成 率＝定額

予 算 額＝4,500千円

②水産物流通加工推進事業

米軍訓練等水域の影響を受ける水産物流通の促進を図ることを目的に、次の取組に要する経費を定率又は1/2以内で助成する。

事業実施者＝沖縄県に住所を有する漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会又はそれらと
連携して事業を実施する流通業者及び加工業者、沖縄産水産物の生産者の団体
(漁業士、女性部、青壮年部など)等

a. 水産物流通加工推進事業

沖縄産水産物の流通を促進するために必要な加工商品及び流通手法の開発、機器の導入に必要な対象経費へ定率で助成する。

助 成 率＝1/2以内

予 算 額＝1,000千円

b. 水産物流通経路開発支援事業

水産物の流通経路を開発するために必要な漁協と一体となって取り組む新規の店舗及び加工設備等を借り上げることに要する経費に定額で助成する。

助 成 率＝定額

予 算 額＝1千円(費目存置)

IV. その他の事業*****

1. 漁業者老齢福祉推進事業

漁業者の老後生活の不安解消を図り、生活基盤の安定による福祉の増進を図ることを目的に、漁業者が支払う漁業者年金掛金に補助する。

令和8年度において、補助対象者に5年度分（R8～R12）を一括給付した上で、漁業者老齢福祉推進事業は廃止する。

事業主体＝漁業協同組合

補助率＝定額（3千円／年）

予算額＝156千円

《積算内訳》

単位＝千円

対象年度	漁協数	加入者	補助率	補助額
令和8年度分	14	13名	3千円／年	39
令和9年度分	10	12名		36
令和10年度分	10	11名		33
令和11年度分	7	8名		24
令和12年度分	7	8名		24
合計	—	52名	—	156

2. 特定水産物調整保管事業

沖縄県特定水産物調整保管事業資金造成事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）及び沖縄県特定水産物調整保管事業資金造成事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づき、本県の基幹水産物であるモズクの価格安定を図るため、県、市町村、漁業者、当基金が造成した資金を用い、県内モズク生産漁協等で構成する「沖縄県もずく養殖業振興協議会」が需給動向に基づき定めた目標生産量を設定した上で、モズクの産地価格の低迷時に漁業協同組合等から一定の価格で買い取ったものを調整保管の上、主要消費地等において消費地価格の安定に資するよう放出するための費用（保管料、入出庫料、買取資金借入利息）を充当する事業及び県産水産物の生産量増大や消費拡大に繋がる事業であり、当基金は県補助金交付要綱並びに県実施要領に基づく造成資金の管理を行っており、事業実施に関しては沖縄県漁業協同組合連合会等に委託して実施する内容となっている。

令和8年度は、造成された特定水産物調整保管事業資金による効果的事業のあり方について、沖縄県、沖縄県漁業協同組合連合会及び沖縄県もずく養殖業振興協議会と連携して検討する。